

2-5 事業系ごみ量

ごみ排出実績： 年間排出量 9,341t 1日平均 26t (平成26年度)
 ごみ排出傾向： 過去5年間において、排出量は減少傾向となっている。

(1) 排出傾向

過去5年間の事業系ごみ量を図3-17に示す。
 平成26年度に排出された事業系ごみ量は9,341tであり、1日平均では26tである。
 平成25年度から平成26年度の間は急落している。この原因として、ごみ処理手数料の改定が影響したと考えられる。
 ごみ排出量に対する事業系ごみ量の割合は29%である。

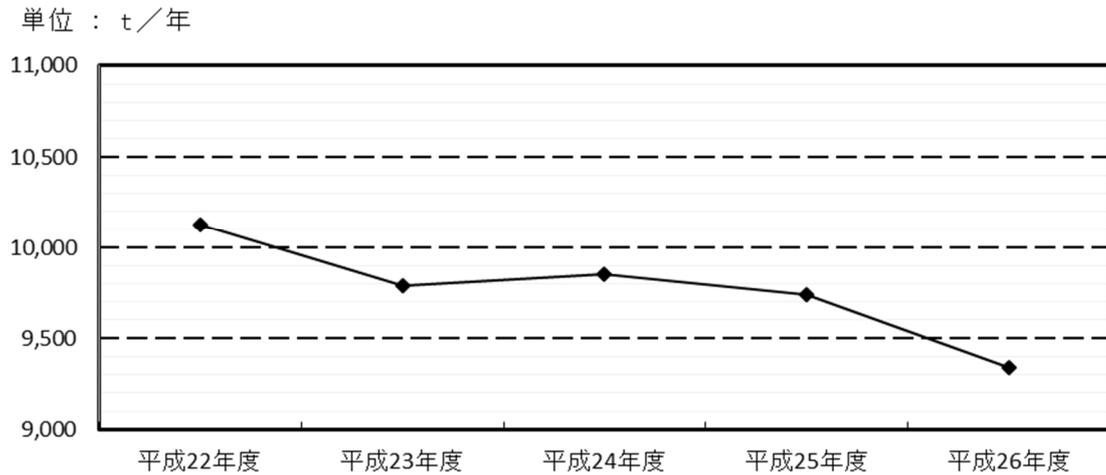


図 3-17 事業系ごみ量

(2) 構成市町村の排出傾向

構成市町村の事業系ごみ量を図3-18に示す。
 事業系ごみ量はほぼむつ市と東通村で占められている。事業活動の大きさと事業系ごみ量は比例していると考えられることから、市町村における事業活動の割合が大きいむつ市が事業系ごみ量についても同様に割合が大きいといえる。また、産業別総生産額では、東通村が平成24年度に20,909百万円に対し、大間町が17,078百万円である。しかし、排出される事業系ごみ量は東通村に比べかなり少なくなっていることから、一部の事業系ごみが生活系ごみに混入している可能性も考えられる。

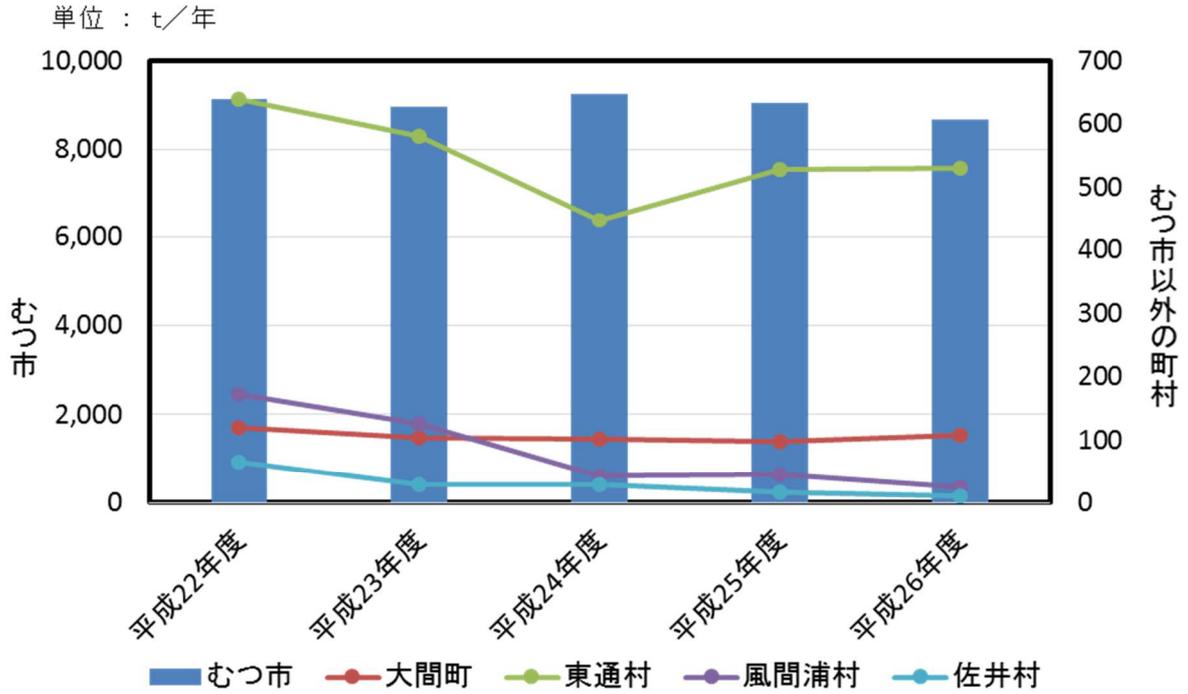


図 3-18 構成市町村の事業系ごみ量

(3) 事業系ごみ量における構成市町村の割合

図 3-19 に平成 26 年度の事業系ごみ量における構成市町村の割合を示す。
 事業系ごみ量は、むつ市が地域全体の 93%を占め、次に東通村の 6%となっており、その他の 3 町村合わせて 1%となっている。

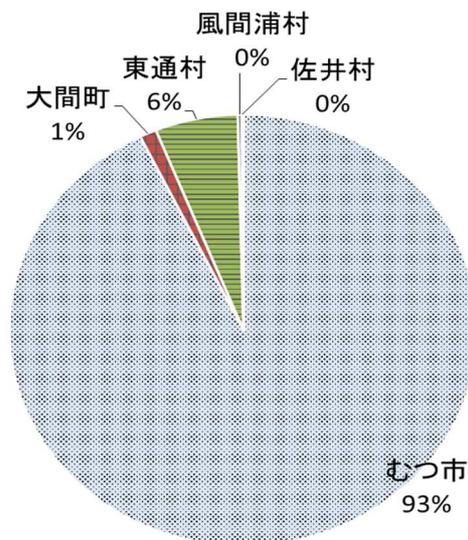


図 3-19 事業系ごみ量における構成市町村の割合

(4) 事業系ごみの組成

本組合の事業系可燃ごみ及び事業系不燃ごみの組成を、図 3-20、図 3-21 に示す。
 本組合の事業系可燃ごみでは、厨芥類、紙類及び草木類が全体の 80%を占めている
 ことがわかる。また、事業系不燃ごみは、金属類のみで全体の 50%を超えている。

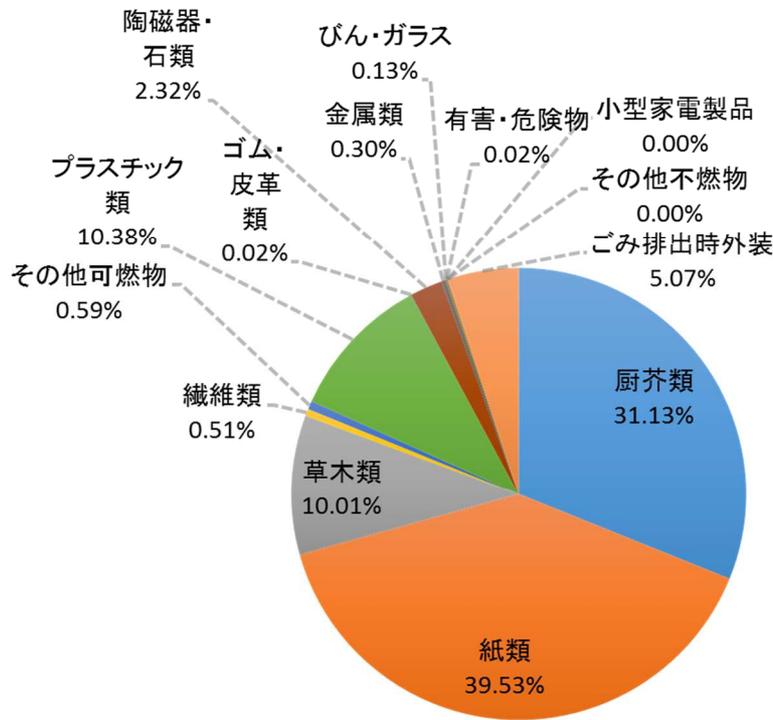


図 3-20 事業系可燃ごみの組成

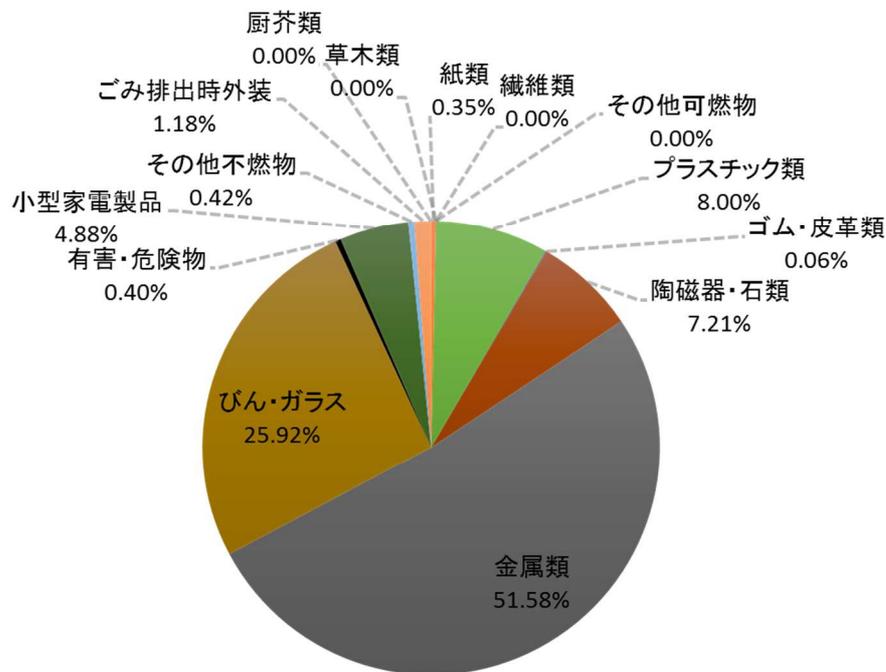


図 3-21 事業系不燃ごみの組成

(5) 事業系ごみの不適正排出状況

事業系可燃ごみ及び事業系不燃ごみの不適正排出状況を図 3-22、図 3-23 に示す。
 事業系不燃ごみについては、大間町・風間浦村・佐井村において、排出量が少ないため、ごみ質調査期間内においてごみ組成調査を行うことができなかったため、むつ市・東通村のみを示す。
 事業系可燃ごみにおいて資源化実施物の割合は大間町が最も多く、60%を超えている。
 不燃ごみにおいては東通村での資源化実施物は60%超であり、むつ市においても20%程度を占めている。

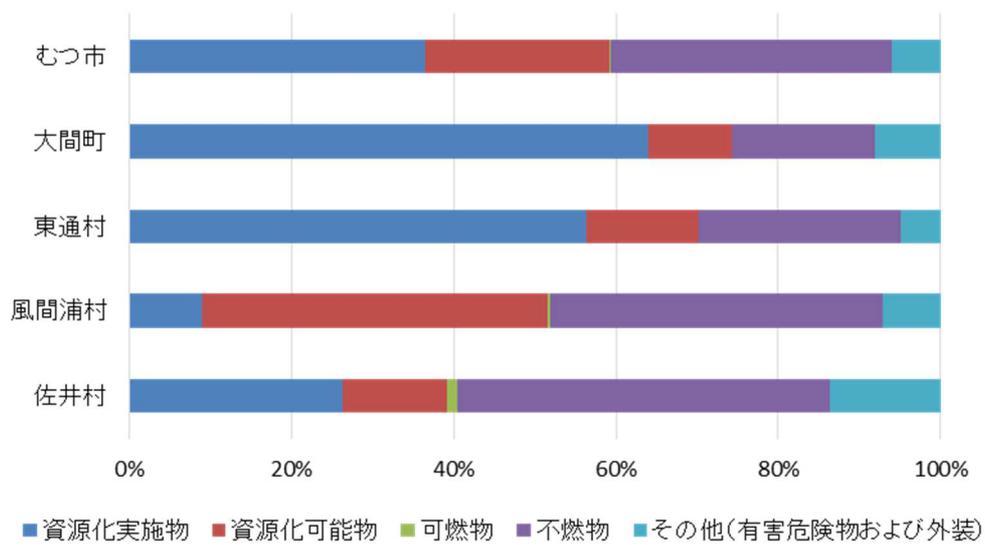


図 3-22 事業系可燃ごみの不適正排出状況

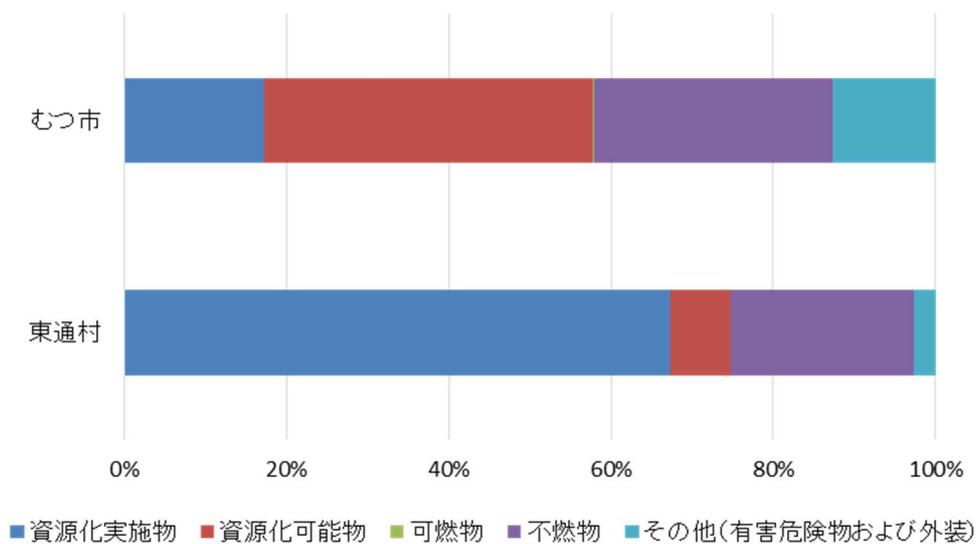


図 3-23 事業系不燃ごみの不適正排出状況

2-6 1人1日当たりの生活系ごみ排出量

1人1日当たりの生活系ごみ排出量は、東通村以外は全国及び青森県の排出量を超えている。また、現状において、1人1日当たり生活系ごみ排出量の平成33年度における目標値700gは達成していない。

構成市町村の1人1日当たりの生活系ごみ排出量^{xvi}を表3-6に示す。

本地域の平成26年度の1人1日当たり生活系ごみ排出量は817gである。

市町村別では、大間町が最も多く、一番低い東通村と比較すれば1.6倍の排出量となっている。

平成26年度の全国の1人1日当たりの生活系ごみ平均排出量は668g、青森県の生活系ごみ平均排出量は713gである。本地域の東通村を除く市町村については全国、青森県を超えた排出量となっている。また、ごみ1人1日当たりの排出量についても地域合計は青森県の平均排出量を100g程度上回っている。

平成24年度策定の本組合における「下北地域一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」においては、平成33年度までに1人1日当たり生活系ごみ排出量を700gとする目標であるが、現状目標を達成していない状況にある。

表 3-6 生活系ごみ量原単位

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
むつ市	生活系ごみ1人1日当たり排出量（g）	807	800	829	817	795
	ごみ1人1日当たり排出量（g）	1,196	1,186	1,229	1,214	1,180
大間町	生活系ごみ1人1日当たり排出量（g）	1,011	967	983	1,032	1,016
	ごみ1人1日当たり排出量（g）	1,063	1,014	1,028	1,077	1,067
東通村	生活系ごみ1人1日当たり排出量（g）	658	655	701	651	644
	ごみ1人1日当たり排出量（g）	896	876	871	854	851
風間浦村	生活系ごみ1人1日当たり排出量（g）	943	937	964	1,010	956
	ごみ1人1日当たり排出量（g）	1,135	1,083	1,013	1,063	988
佐井村	生活系ごみ1人1日当たり排出量（g）	937	915	932	973	983
	ごみ1人1日当たり排出量（g）	1,008	950	965	992	996
地域合計	生活系ごみ1人1日当たり排出量（g）	817	810	836	829	808
	ごみ1人1日当たり排出量（g）	1,152	1,135	1,168	1,161	1,132
青森県	生活系ごみ1人1日当たり排出量（g）	710	709	729	727	713
	ごみ1人1日当たり排出量（g）	1,047	1,038	1,069	1,069	1,046
全国	生活系ごみ1人1日当たり排出量（g）	697	696	685	678	668
	ごみ1人1日当たり排出量（g）	976	976	964	958	947

^{xvi} 当該地域で排出される生活系ごみ排出量を、その地域人口及び年当たりの日数で除算したもの。

2-7 1トン、1人あたりのごみ処理経費

1トン、1人あたりのごみ処理経費は、増加傾向にある。

表 3-7 に過去5年間の本地域の1トン、1人あたりのごみ処理経費を、図 3-24 にごみ処理委託経費、1トン当たり処理経費、1人あたり処理経費の推移を示す。

本地域の平成26年度のごみ処理委託経費は1,246,067千円で年々増加している。これは、焼却施設の燃料としているLPGの価格高騰に加え、電気代の上昇、消費税増税等が要因としてあげられる。

また、地域人口及びごみ溶融処理量は減少しているのに経費自体は増加しているため、1トン当たり処理経費は平成22年度と比べると、最大である平成26年度は約1.2倍の伸びを示している。

表 3-7 1トン、1人あたりのごみ処理経費

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
ごみ処理委託経費(千円)	1,141,526	1,144,255	1,145,944	1,135,824	1,246,067
ごみ溶融処理量(t)	33,606	32,598	33,334	32,734	31,243
1トン当たり処理経費(円)	33,968	35,102	34,378	34,699	39,883
1人あたり処理経費(円)	13,770	13,901	14,083	14,138	15,760
地域人口(人)	82,897	82,315	81,369	80,338	79,064

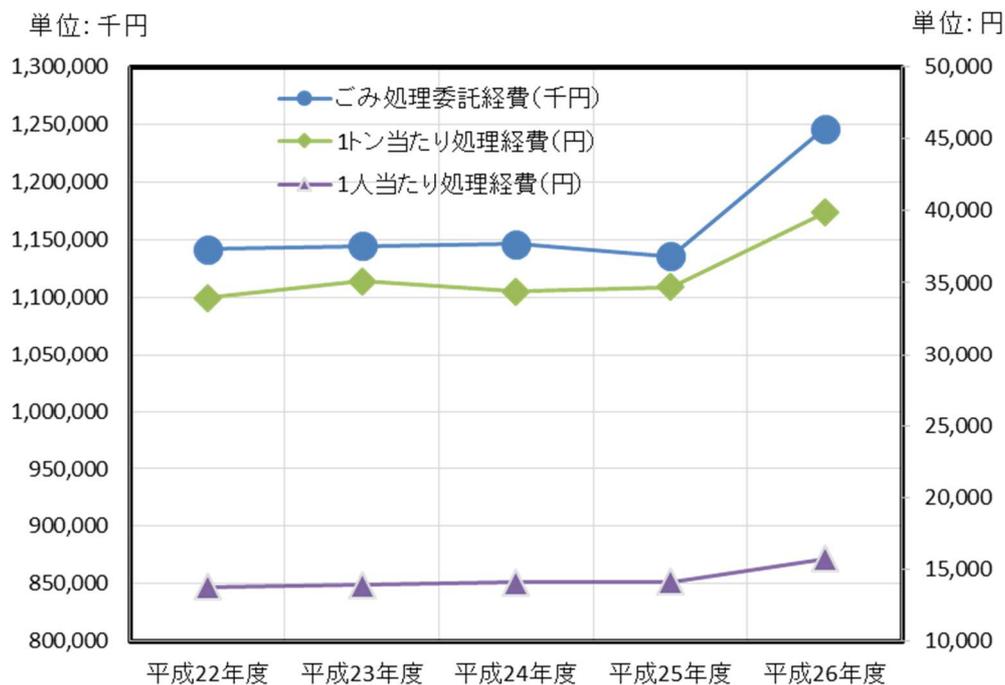


図 3-24 ごみ処理委託経費、1トン当たり処理経費、1人あたり処理経費の推移

2-8 ごみ排出量のまとめ

本地域のごみ排出量は、平成24年度に一時的に増加しているが、過去5年間においては減少傾向にある。

ごみ排出量のうち、各種ごみ量の排出傾向を比較してみると、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみは減少傾向、粗大ごみは微増傾向を示している。

また、収集運搬ごみ量と直接搬入ごみ量の排出傾向を比較してみると、収集運搬ごみ量は減少傾向を示しているが、直接搬入ごみ量は過去5年間において横ばい、過去3年間においては減少の傾向が見られる。

収集運搬、直接搬入のいずれのごみ量も、全体の80%以上をむつ市が占めており、特に直接搬入ごみ量については、90%がむつ市となっており、これは「アクセス・グリーン」までの距離が近いことが大きな要因であると考えられる。

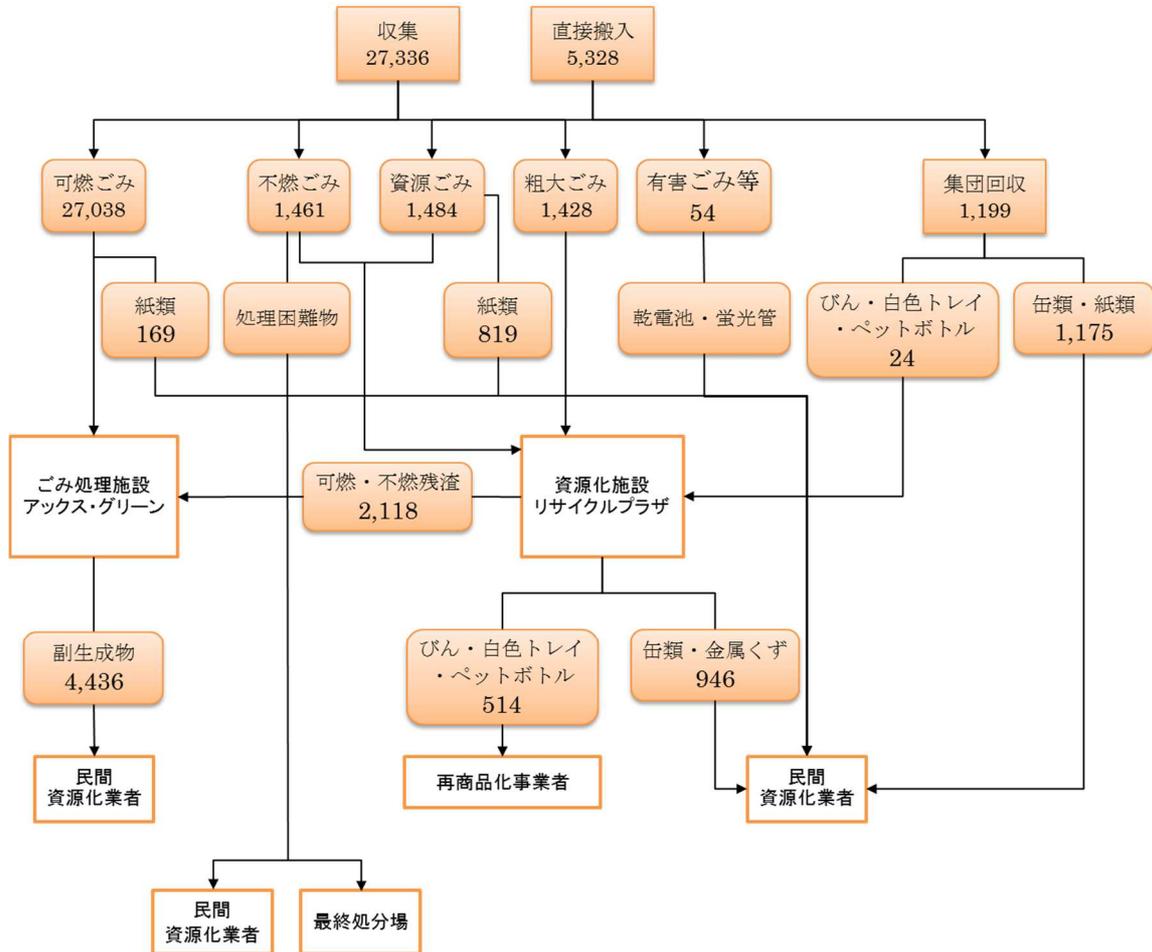
生活系可燃ごみでは、大間町において資源化実施物が20%程度混入しており、生活系不燃ごみについても資源化実施物は60%以上の割合を占めている。とくに生活系不燃ごみは平均的に資源化実施物の混入が多くなっている。

事業系可燃ごみは生活系可燃ごみに比べ、資源化実施物の混入割合が高く、不適正に排出されているごみが多いことが問題として挙げられる。また、事業系不燃ごみについては、東通村では、資源化実施物の混入割合が60%以上となっており、混入割合が20%程度となっているむつ市と比べ大きく差があるため、構成市町村間において、事業者の分別意識に大きな差がある可能性が考えられる。

3 処理の現況

3-1 処理の方法

本組合における平成26年度のごみ処理フローを図3-25に示す。



※フロー中の数値は年間量 (t/年) を表している

※端数処理の関係で合計が合致しない箇所がある

※「資源化施設 リサイクルプラザ」からのびん・白色トレイ・ペットボトルの搬出量は、施設の搬入量＝搬出量となるよう算出した

図 3-25 本組合におけるごみ処理フロー (平成26年度)

3-2 処理量

(1) 中間処理量

平成26年度における中間処理量のうち一般廃棄物処理実態調査に示される焼却処理量は溶融を含め、28,788t/年となっている。ここでの中間処理^{xvii}量とは、本組合の中間処理施設に搬入される可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・その他のごみ量を指し、焼却処理量とは、そのうち焼却施設に搬入されるごみ量を指す。「アクセス・グリーン」が建設されてから、ごみはほぼ全量中間処理している。中間処理の方法として、不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみは「アクセス・グリーン」敷地内にあるリサイクルプラザに搬入し、選別、破碎、圧縮等を行い、資源物と残渣物に分けられる。残渣物及び可燃ごみは溶融処理されている。その他、汚泥再生処理施設むつ衛生センターにおいてし尿及び浄化槽汚泥から製造される助燃剤及びし渣をを混焼している。

(2) 最終処分量

平成22年度から平成26年度までの最終処分量を表3-8に示す。

「アクセス・グリーン」で処理できないものを最終処分場で直接埋立処分している。表からもわかるとおりむつ市以外では佐井村を除いて過去5年間最終処分場を使用していない。なお、平成25年度からむつ市の最終処分量が著しく増加しているが、これは脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去事業に伴い撤去廃棄物を搬入したことによるものである。

表3-8 最終処分量（単位：t/年）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
むつ市	860	408	2,264	20,793	23,740
大間町	0	0	0	0	0
東通村	0	0	0	0	0
風間浦村	0	0	0	0	0
佐井村	0	0	162	180	112

出典：「一般廃棄物処理実態調査」

3-3 処理施設の状況

(1) 中間処理施設

構成市町村は、広域的な中間処理施設として「アクセス・グリーン」を利用している。「アクセス・グリーン」内にはリサイクルプラザが併設されており、それぞれ表3-9に示す施設となっている。

^{xvii} 中間処理とは、ここでは廃棄物の焼却・溶融・破碎・選別・圧縮等の処理を指す。

表 3-9 中間処理施設「アクセス・グリーン」の施設概要

施設名称	下北地域一般廃棄物等処理施設「アクセス・グリーン」
所在地	青森県むつ市大字奥内字今泉 66 番地
敷地面積	約 23,400m ²
供用開始年月日	平成 15 年 3 月 31 日
処理方式・施設規模等	<p>【焼却施設】</p> <p>処理方式：全連続式ガス化改質方式（サーモセレクト方式）</p> <p>施設規模：140t/日（70t×2 炉）</p> <p>【リサイクルプラザ】</p> <p>施設規模：26t/5h</p>

（2）最終処分場

本地域の最終処分場施設の状況を表 3-10 に示す。

最終処分場は構成市町村で保有しており、現存する最終処分場の中では東通村の埋立開始年度が最も早かったが、当該施設は平成 11 年度の廃棄物処理法に定める最終処分場維持管理基準の改正に伴い使用不可能となり現在は閉鎖されている。

一番新しい大間町でも埋立処分開始から 15 年以上経過している。「アクセス・グリーン」の建設によって最終処分量は劇的に減少している。今後は埋立期間を延長して維持管理を適正に行っていくことが求められる。

表 3-10 下北地域における最終処分場施設の状況

処理主体	施設名称	処理対象 廃棄物	埋設開始 年度	残余容量 (m ³)	現状
むつ市	むつ市一般廃棄物 最終処分場	可燃・不燃他	1992	145,185	埋立中
むつ市	むつ市川内一般廃棄物 最終処分場	不燃・粗大他	1992	0	埋立中
むつ市	むつ市大畑一般廃棄物 最終処分場	可燃・不燃他	1993	13,780	埋立中
むつ市	むつ市脇野沢一般廃棄物 最終処分場	不燃・粗大他	1990	107	埋立中
むつ市	むつ市大畑一般廃棄物 旧最終処分場	不燃・粗大他	1973	0	埋立終了
大間町	大間町一般廃棄物 最終処分場	不燃・焼却残さ	1996	3,000	埋立中
東通村	東通村一般廃棄物 最終処分場	粗大	1970	0	埋立終了
風間浦村	風間浦村一般廃棄物 最終処分場	不燃・粗大他	1990	4,726	埋立中
佐井村	佐井村不燃物埋設 最終処分場	不燃・粗大他	1982	5,535	埋立中

※平成26年度末時点

4 減量化・資源化の現況

構成市町村における主な減量化・資源化施策を表 3-11 に示す。

本組合における減量化の現況として、広報紙等を用い、生活系ごみにおいては、生ごみの発生・排出の抑制、分別の徹底、生ごみの水切り推進を、事業系ごみでは適正排出の徹底を周知する等の減量化対策を講じている。

プラスチック製容器包装（白色トレイ）、ペットボトル、びん（透明、茶色、その他の色）は、本地域で収集した全量を「アックス・グリーン」へ搬入し、選別等処理後、「容器協会」を通して再商品化業者に処理が委託されている。

缶はリサイクルプラザで選別後、プレスし、資源化業者へと引き渡している。紙類については種類ごとに保管して資源化業者へと引き渡している。

本地域では、むつ市の特色として資源ごみの集団回収が行われており、資源回収業者により回収された資源ごみは、再資源化事業者へ引き渡されている。なお、集団回収における缶及び紙類はアックス・グリーンへは持ち込まれない。

アックス・グリーンに持ち込まれたごみは溶融処理された後、溶融スラグと溶融メタルが生成される。これらも資源として有効活用していることから本地域ではごみは大部分が資源化されている。

表 3-11 構成市町村における主な減量化・資源化施策

市町村	施策
むつ市	<p><発生・排出抑制を主眼とした生活系ごみ減量対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみの発生・排出の抑制 ・ 分別の徹底による減量化の推進 等 <p><発生・排出抑制を主眼とした事業系ごみ減量施策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正排出の徹底による減量化の推進 <p><各種リサイクル事業の推進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 衣服、小型家電等分別回収・リサイクル施策の推進 <p><民間廃棄物処理業者等の積極的な活用></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再利用可能物のアックス・グリーンへの搬入規制 ・ 民間廃棄物処理業者との協働 等
大間町	<p><広報・啓発・教育・指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総ごみ量の減量化 ・ 資源化率の向上 ・ 排出者の意識向上・啓発活動
東通村	<p><広報・啓発・教育・指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみの水切り推進 ・ 食べきりの推進 ・ 分別ルール of 徹底 (資源物の分別の徹底)
風間浦村	<p><広報・啓発・教育・指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの適正な搬入指導 ・ 分別によるリサイクルの推進
佐井村	<p><一般廃棄物処理手数料の検討></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村指定ごみ袋の有料化 等 <p><資源循環型社会の構築></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの排出抑制と分別によるリサイクルの推進 等 <p><広報・啓発・教育・指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報媒体を利用した啓発活動や環境教育 等 <p><環境美化・不法投棄の防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄監視体制の構築 等

5 前計画の施策実施状況

平成24年度策定「下北地域一般廃棄物処理基本計画」に示されている施策について、その概要及び評価・方針を表3-12に示す。

表3-12 H24「下北地域一般廃棄物処理基本計画」における施策の概要・評価・方針

基本施策	個別施策	概要及び実施状況	評価・方針
排出抑制計画	一般廃棄物処理手数料の検討	<概要> 処理手数料の徴収を市町村で統一する。また、生活系と事業系で異なる手数料を徴収している市町村もあることから、これらを早期に統一する。	達成・見直し ➡
		<実施状況> 本組合に処理手数料の徴収は移管され、構成市町村において統一されたものとなっている。 今後は処理手数料について適宜見直しを検討する。	
	ごみの適正な搬入	<概要> 産業廃棄物が一般廃棄物に混入して持ち込まれるケースが散見されることから、適正な搬入を指導・改善する。	継続・強化 ➡
		<実施状況> 月1回程度の定期的な搬入状況の監視を行っている。指導件数は横ばい傾向であることから、まだまだ対応が必要である。	
広報・啓発・教育・指導	<概要> ごみの排出抑制について、あらゆる広報媒体を利用した啓発活動や環境教育(学校、社会、家庭)、研修会、講演会、現場指導、イベント開催等を実施する。	継続・強化 ➡	
	<実施状況> 構成市町村の広報紙、HP等を利用し、定期的な広報活動を行っている。そして、環境教育として学校からの施設見学には対応できているが、研修会や講演会、イベント開催などでの啓発活動はできていない。		
助成・支援	<概要> 生ごみ処理容器の購入及び集団回収に対する補助金交付、減量活動功労者表彰、減量活動助成制度等について検討を進める。また、事業系に多く含まれる紙類の資源化に向けて、先進事例を参考に事業者と行政が一体となって検討を進めることとする。	継続・強化 ➡	
	<実施状況> 減量活動功労者表彰、減量活動助成制度等については検討段階であるが、紙類の資源化については広報強化を行っている。構成市町村圏域に古紙リサイクルセンターが開設されるなど資源化に向けて着々と進んでいる。		
収集運搬計画	市町村による収集運搬	<概要> 収集は市町村または排出者が主体となって行うものとし、収集の実施は、各地域住民にとって最も効率の優れた方法を選択するものとする。 また、各種リサイクル法の施行に合わせた分別収集を行い、市町村間で搬入形態(収集容器、収集車両等)の統一を図りリサイクル施設の受け入れ方法との整合を図る。そして、排出源での対応が望ましい事項については、住民の協力を得て適正な排出を推進する。 <実施状況> 概要のとおり実施しており、資源ごみ量増加に向けて広報・指導強化を行っている。しかし、少子高齢化社会に向けて更なる検討が必要である。	継続・強化 ➡

基本施策	個別施策	概要及び実施状況	評価・方針
収集運搬計画	排出者による収集運搬	<p><概要> 事業系ごみ、一時多量ごみ等は、排出者自ら、または一般廃棄物収集運搬業者に委託して行い、搬入は、収集ごみと同じ分別区分に倣いその徹底を図る。</p>	<p>継続・強化</p> <p>➡</p>
		<p><実施状況> 分別区分について情報提供を行うと共に、事業系ごみ排出事業者への指導を強化する。</p>	
中間処理計画	中間処理の主体・方法	<p><概要> 中間処理については、本組合で行うものとし、本地域の構成市町村間の協議により最適化を行う。方法については、関係諸法令に準拠することはもとより、廃棄物循環型社会の構築を図るものであることとする。なお、次期中間処理施設における中間処理方法を検討する。</p>	<p>継続・見直し</p> <p>➡</p>
		<p><実施状況> 法改正に合わせた中間処理品目の最適化を都度行っている。次期中間処理施設における検討については、ストーカ炉方式での中間処理方法を決定し、平成27年度は基本計画の見直しを行っている。</p>	
最終処分計画	処理主体・処分対象ごみ・処分方法	<p><概要> 最終処分については、原則的に構成市町村それぞれが行うものとし、その方法は埋立処分により実施する。対象ごみは中間処理困難物など、資源化、減量（容）化することが困難なもので、無害化、安定化されたものとする。なお、次期中間処理施設への移行に伴い、従来溶融処理されていた不燃処理残渣等の処理について、見直しを行う。 最終処分は、埋立処分等により実施する。最終処分について、受け皿の長期的な展望にたった確保を目指す。さらに、周辺環境の保全に十分留意し、住民の理解と信頼を高める。</p>	<p>継続・見直し</p> <p>➡</p>
		<p><実施状況> 構成市町村の最終処分場について残余容量がない、もしくは少なくなっているが、新規建設の計画は立てられていない。そのため、アクセス・グリーンに搬入して処理を外部委託しているケースがあることから、構成市町村の一部では処理体制が構築できていない。そのため、今後の検討課題となっている。 次期中間処理施設における検討については、ストーカ炉方式での中間処理方法が決定しているため、不燃残渣及び焼却灰については、民間最終処分場での処分もしくは資源化の検討を行っている。</p>	

※達成：施策は達成された。

※継続：引き続き現在の状況を維持する。

※強化：これまで以上に取組に力を入れる。

※見直し：取組内容を再検討し、推進する。

6 ごみ処理の課題

本組合圏域においては、ごみ処理における課題は大きく二つに分かれる。一つは資源ごみの分別不徹底等に代表される搬入における課題であり、もう一つは生活系のごみ量が人口減少とともに減少しているにも関わらず、ごみ処理費用が高騰していること等に代表される次期焼却施設の整備に向けた課題である。このため、これらの課題を解決することが可能となるよう、排出者に向けた施策や施設整備の検討を行う必要がある。

また、高齢者の単身世帯、老夫婦世帯の増加など、本地域でも高齢者の割合が高まっている。これは、これからさらに多様化するごみの分別・排出について、在宅支援事業などの活用を図っていかなければ適正なごみの排出は難しくなると考えられる。

事業系ごみについては、小売業者から大企業への一極集中が進み、多量排出事業者への対策が必須となってくると考えられる。

6-1 収集運搬

構成市町村の収集運搬は、委託業者により行われている。委託業者の変更などにより、住民サービスの低下につながらないように、しっかりとした体制づくりが求められる。

以下は収集運搬における課題である。

- ・収集場所の周知徹底
- ・分別排出・分別収集の徹底
- ・衛生的、効率的な収集体制の確立
- ・収集サービスの向上
- ・雪害に対応した排出方法、収集方法の検討
- ・収集品目の増加への対応
- ・次期中間処理施設の受入体制に応じた収集運搬体制の構築

6-2 中間処理

現存の中間処理施設では受け入れしたごみの一時的な保管場所が足りていない現状がある。これはごみを取り巻く環境の変化や新たな法整備により、多様なごみが資源として活用され始めたため、選別して仮置く資源ごみの種類が増加したことが原因のひとつと考えられる。

また、一般車両の搬入台数の増加など初期には想定できなかった問題が発生している。さらに、焼却施設から生じる副生成物^{xviii}については、有害重金属等が混入することで、処理先が限られる場合もあり、安定的な処理先の確保も難しくなっている。また、経年劣化に伴う施設故障等の増加による補修費の増大なども発生しており、安定稼動を推進していく必要がある。

以下は中間処理における課題である。

- ・分別の適正化
- ・資源ごみ受入品目増加への対応
- ・直接搬入車両の台数増加

xviii 溶融の過程等で自然に生成してしまう物質

- ・産業廃棄物及び搬入禁止物の混入根絶
- ・副生成物の安定的な処理先（資源化含む）の確保
- ・アクセス・グリーンの安定稼働
- ・維持管理経費の増大
- ・資源ごみ等のストックヤード容量不足
- ・職員の高年齢化による人材確保
- ・次期中間処理施設の整備検討
- ・施設近隣住民との協調

6-3 最終処分

現在の中間処理施設では基本的に埋立処分する廃棄物は発生していない。ただ中間処理施設で処理ができない側溝汚泥、石膏ボード等については埋立処分を行っている。

今後建設が予定されている中間処理施設においては、焼却灰等の最終処分が必要となる。このため、今後の最終処分場の活用方法については広域的な利用も含めて検討していく必要がある。

以下は最終処分における課題である。

- ・維持管理の徹底
- ・現有施設の適切な利用方法
- ・重金属等の有害物質対策
- ・跡地利用
- ・利用が著しく少ない施設の適正廃止
- ・未利用施設の利活用の検討
- ・次期焼却施設から発生する焼却灰等の処分方法

6-4 減量化・資源化

減量化・資源化における課題として、1人1日当たりのごみ排出量が全国・県より多いことから、ごみ減量と分別排出・分別収集の徹底が喫緊の課題である。また、住民から排出される可燃ごみ、不燃ごみへの資源ごみの混入が見られることから、さらなる啓発活動の推進が必要であると考えられる。

以下は減量化・資源化における課題である。

- ・1人1日当たりのごみ排出量の削減
- ・新たな拠点回収品目の検討
- ・減量化、資源化の啓発活動の推進
- ・地域ぐるみの減量化、再資源化活動等の支援強化
- ・資源化ルートの確保と充実
- ・再生利用推進のための集団回収制度の整備
- ・資源ごみの回収・分別の効率を上げ、有効利用できる施設の整備の検討
- ・焼却灰の資源化の検討